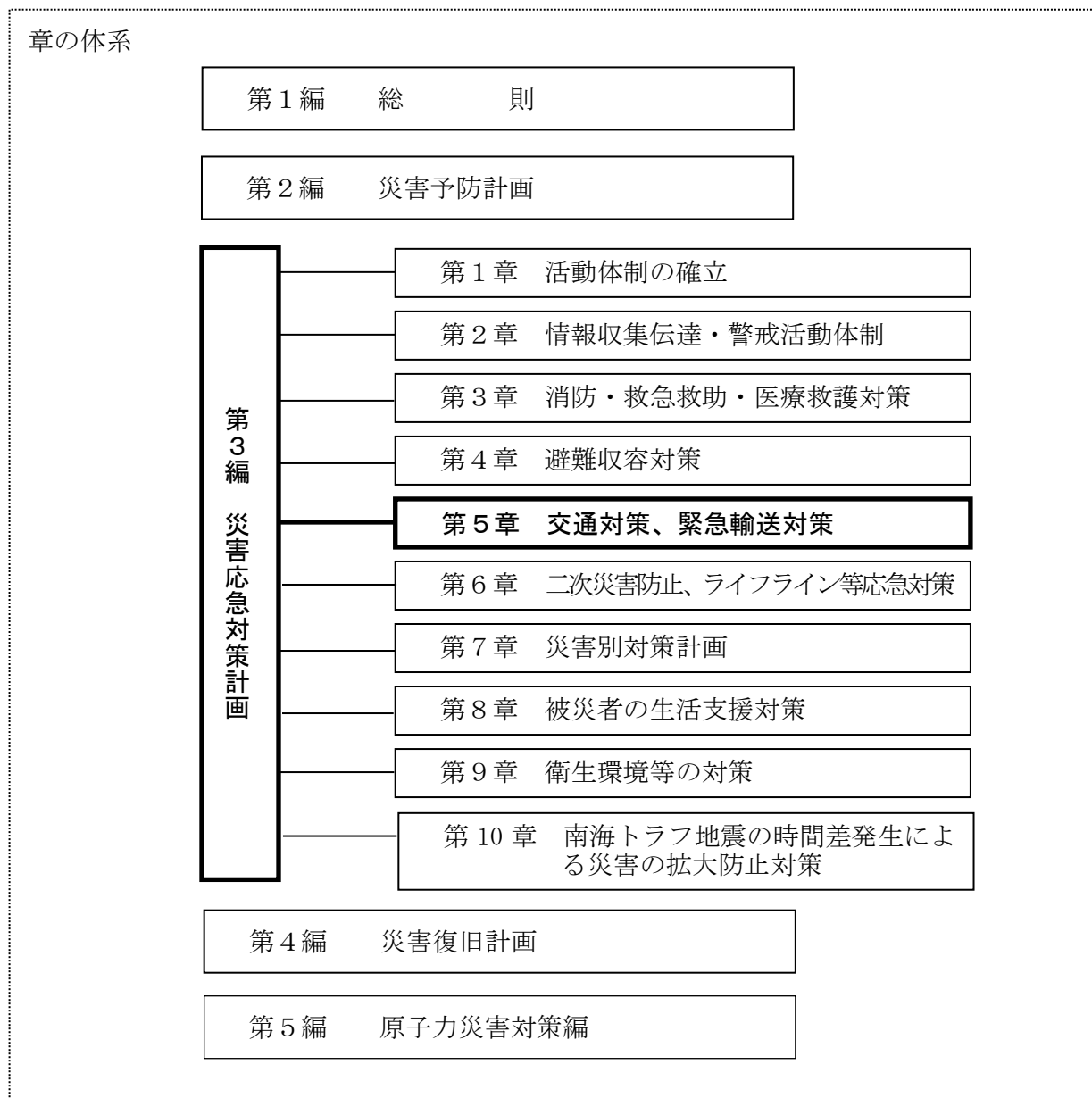


第5章 交通対策、緊急輸送対策



第1節 災害時の警備・交通規制	応-89
第2節 交通輸送対策	応-92

第1節 災害時の警備・交通規制

第1 警備

1 県警察本部の活動

県警察本部は、県、町等関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に災害警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした以下の災害警備活動に努める。

災害警備本部の編成等については、滋賀県警察災害警備計画に定めるところによる。

- (1) 情報の収集および報告
- (2) 救助救出活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 身元確認等
- (5) 行方不明者等に係る情報の共有
- (6) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (7) 交通規制の実施
- (8) 報道対策
- (9) 警察情報システムに関する措置
- (10) 社会秩序の維持
- (11) ボランティア等との連携

2 町および自主防災組織の活動

町は、自主防災組織や自治会（区）等地域団体と一体となって、地域の安全を維持するため、防犯パトロールに努め、以下の事項に留意する。

- (1) 居住者のいない被災住宅（避難等を行っているもの）の防犯対策
- (2) 被災住宅における火災等の発生防止対策
- (3) 在宅の要配慮者の支援対策
- (4) 地域社会の安全確保

第2 交通規制

大規模災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急輸送道路を確保する等、被災地および関連道路の交通の安全と円滑を図る。

1 交通状況の把握

県警察本部は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

- (1) 災害の発生のおそれがある場合および発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、走行中

の車両を停止させ、道路外または道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

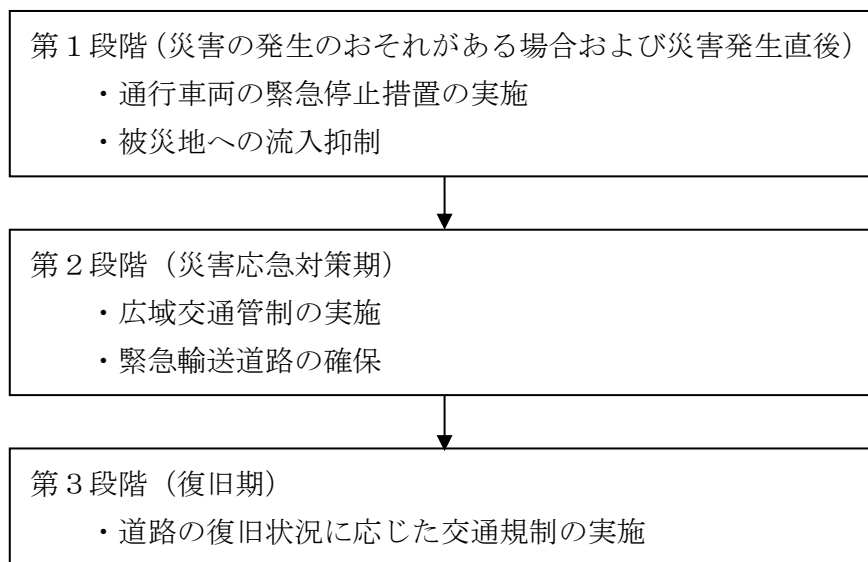
(2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急輸送道路を確保する。

(3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

交通規制の実施フロー



3 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の指定

高速道路、国道、主要地方道を中心とした緊急輸送道路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対して派遣要請を行う。

4 広域交通管制の実施

大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施する。

5 警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請

緊急輸送道路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、警察災害派遣

隊（交通部隊）の派遣要請を行う。

6 交通情報の提供

緊急輸送道路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、パソコン通信、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急輸送道路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

交通規制の実施者

実施者	範 囲	根拠法
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められたとき 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合 	道路法 第46条第1項
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 災害応急対策に従事するものまたは災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	<ul style="list-style-type: none"> 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 	道路交通法 第5条第1項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> 道路の破損、火災の発生その他の事由により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合 	道路交通法 第6条第4項

通行禁止区域等における措置

実施者	範 囲	根拠法
警察官	<ul style="list-style-type: none"> 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。 	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> 警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。行った措置については、直ちに警察署長に通知しなければならない。 	災害対策基本法 第76条の3
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 規制区間の表示、期間、理由、迂回路など表示を行う。 	

第2節 交通輸送対策

災害時における被災者の避難および応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な輸送を確保するため、輸送の対策について定める。

なお、緊急輸送活動時に配慮すべき事項として、人命の安全確保、被害の拡大防止、災害応急対策の優先順位とする。

第1 緊急輸送ネットワークの確保

1 緊急輸送道路

災害予防計画で定めた緊急輸送道路に対して、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路が、ネットワークとして機能するよう早期確保を図る。

緊急輸送道路

種 別	路 線 名	指 定
第1次緊急輸送道路	一般国道8号（国土交通省管理） 名神高速道路（西日本高速道路(株)管理）	県地域防災計画
第2次緊急輸送道路	一般国道477号（滋賀県管理） 小口八重谷線（町管理） 西通り線（町管理） 東西線（町管理）	県地域防災計画
第3次緊急輸送道路	近江八幡竜王線（滋賀県管理） 綾戸東川線（滋賀県管理） 春日竜王線（滋賀県管理） 小口川守線（滋賀県管理） 桜川西竜王線（滋賀県管理） 彦根八日市甲西線（滋賀県管理） 一般国道477号（滋賀県管理） 水口竜王線（滋賀県管理） 竜王石部線（滋賀県管理） 仁殿線（町管理） 谷川線（町管理）	町地域防災計画

2 輸送拠点

陸上輸送による県外などからの緊急物資の受入れ・積替・配分等を行う輸送拠点は、一定以上の面積を有することのほか主要幹線道路との交通が容易である場所として、道の駅「竜王かがみの里」とする。

避難住民や傷病者・患者の輸送においては、物資に係る輸送拠点を同様に利用する。陸上輸送においては、多数の住民の広域避難を行う等、特に輸送拠点を設ける必要があ

る場合は、必要に応じて山之上地域防災拠点施設、竜王西部地区防災拠点施設を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

3 ヘリポート

航空法によってヘリコプターの発着が認められた用地について指定する。

本町では、学校および町防災センター等とする。

緊急ヘリポート候補地

1	竜王町総合運動公園	
2	竜王町防災センター	※
3	竜王小学校	※
4	農村運動広場	※
5	竜王中学校	※
6	竜王西小学校	※
7	竜王西部地区防災拠点施設	
8	山之上地域防災拠点施設	※

※ 水害時には浸水の可能性があるため注意を要する。

4 備蓄物資の輸送

県は、備蓄倉庫にあらかじめ確保している食糧、生活必需品等の緊急物資を滋賀県トラック協会との連携により、あらかじめ町に定める地域内輸送拠点（道の駅「竜王かがみの里」）まで輸送する。

町は、配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会、自主防災組織、自治会（区）等の協力を得て、第3次緊急輸送道路によって、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配布する。

第2 交通の確保

1 情報の収集

町内で災害が発生した場合に、町は、警察、自衛隊、住民、企業の協力を得て道路の被害状況について情報の収集を行う。主要道路については、県に被害状況を報告する。

2 応急対策の実施

迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合および緊急輸送道路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。また、道路の応急復旧を実施する。その際、緊急輸送道路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力する。

3 緊急輸送のための交通の確保

(1) 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

- ①道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ②国土交通大臣は、道路管理者である県および市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

第3 緊急輸送用機器および要員の確保

1 緊急通行車両の取扱い

- (1)道路整備特別措置法第12条の規定により料金を徴収しない緊急自動車は災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として知事または県公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書および標章によることとし、通行取扱いについては滋賀県道路公社または西日本高速道路(株)の指示によるものとする。
- (2)道路整備特別措置法施行令第6条の規定に基づく建設省告示(昭和31年建設省1695号)による災害救助、水防活動または消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し必要に応じて通行証の交付をうけるものとする。
- (3)災害対策基本法関係

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行うものとする。

2 車両および陸上輸送要員の確保

(1) 車両等の確保

避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、民間業者等の車両を調達し緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(2) 陸上輸送要員の確保

- ①「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両および要員を確保する。
- ②自衛隊、県、近隣市町に対して人員および物資の輸送について支援要請を行う。

3 航空機(ヘリコプター)および航空輸送要員の要請

町が実施する緊急輸送のため、次の方法により航空機(ヘリコプター)および航空輸送要員を要請する。

- (1) 県の保有する防災ヘリコプターに航空輸送を要請する。
- (2) 自衛隊に対して航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。
- (3) ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

※ 参 照

- 1 緊急輸送道路、ヘリポート候補地位置図

[第2編第2章第6節 緊急輸送体制の整備 P予-53]

※ 資 料

- 1 緊急通行車両の標章、確認証明書

(資料編2-13)